電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ (第2回)

電気通信番号の犯罪利用対策に関する弊社の現状

KDDI株式会社

令和6年6月7日





電気通信番号の犯罪利用対策に関する弊社の現状

弊社の取組として、以下を実施しております。

✓ 電話転送役務のご利用者さまに対し、ご利用者さま拠点の定期的な在所確認を行っており、重要事項説明書にも示しております。

例)「auオフィスナンバー」重要事項説明書の抜粋

(14) 解約·変更

<中略>

- KDDI では、定期的に「転送不要郵便」によるお客さまのオフィスの住所確認をさせていただきます。在所確認ができない場合は、KDDI にて本サービス契約の解約手続きを致しますのであらかじめご了承ください。
- ✓ 違法利用が発覚した回線については、利用停止を行うことを契約約款にて定めております。

例)「光ダイレクト」契約約款の抜粋

※auオフィスナンバーも同様

(光ダイレクトサービスの利用停止)

第25条 当社は、光ダイレクト契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間 <中略>、その光ダイレクトサービスの利用を停止することがあります。

<中略>

(3) 第54条(利用に係る光ダイレクト契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(利用に係る光ダイレクト契約者の義務)

第54条 光ダイレクト契約者は、次のことを守っていただきます。

<中略>

(7) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、光ダイレクトサービスを利用しないこと。







「つなぐチカラ」を進化させ、 誰もが思いを実現できる社会をつくる。

- KDDI VISION 2030

